



税制研究会資料
平成23年6月23日
経済局

企業立地における 税制の活用について

(第2回)

Locate in YOKOHAMA (横浜への立地)

左のロゴは、企業と共に成長できるよう「ひとつ星」に願いを込めた企業立地を促進するロゴです。



1 企業立地の誘因条件

都市の総合的魅力

- アクセスの良さ
- 地価等のコスト
- 生活環境
- 産業集積

優遇措置による付加価値

- 助成金
- 税制の活用

2 企業誘致を取り巻く環境

(1) 日本の立地競争力の変化

【出典】経済産業省「日本のアジア拠点化」(H23.2月)

- 日本は、「アジア地域統括拠点」や「R&D拠点」の首位から転落。その他の機能でも相対的な立地競争力が喪失。
- 今や、中国がすべての拠点機能において、アジア地域で最も魅力的な国と評価。

<欧州・北米・アジアの企業が「アジア地域」で最も魅力を感じる国・地域>

2007年度
調査
【n=209】

	日本	中国	インド	シンガポール	韓国	香港
アジア地域統括拠点	① 23%	18%	8%	16%	4%	② 20%
R&D拠点	① 30%	② 25%	16%	9%	4%	6%
バックオフィス	② 15%	① 24%	② 15%	12%	5%	② 15%
物流拠点	11%	① 41%	8%	9%	7%	② 13%

2009年度
調査
【n=180】

	日本	中国	インド	シンガポール	韓国	香港
アジア地域統括拠点	10%	① 42%	10%	② 16%	2%	13%
R&D拠点	② 21%	① 33%	20%	8%	4%	2%
バックオフィス	8%	① 39%	② 19%	15%	2%	9%
物流拠点	3%	① 63%	8%	② 11%	2%	6%



2 企業誘致を取り巻く環境

(2) 諸外国における企業立地施策

【出典】経済産業省「日本のアジア拠点化」(H23.2月)

諸外国は、法人税の低さに加え、税の優遇措置・助成金などの各種のインセンティブを設け、熾烈な企業・人材獲得競争を展開。
特に、韓国やシンガポールはターゲットを絞り、大胆なインセンティブを付与。

	中国	シンガポール	韓国
法人税	33.0% → 25.0% (2008年～)	20.0% → 18.0% → 17.0% (2010年～)	27.5% → 24.2% → 22.0% (2012年～)
税の優遇措置 (R&D以外)	○国レベルの開発区進出企業への軽減税率 (24%、2011年～) ○ハイテク認定を受けた企業への軽減税率 (15%)	○技術革新企業の法人税最長15年免除 ○統括拠点の法人税減免 (最大5年、法人税率15%)	○戦略分野等の外国法人の法人税減免 (5年100%、2年50%) ○外国人技術者の所得税減免 (2年50%)
助成金	※国レベルではなし	○対象企業の人材育成等への補助金 (研究開発機能や本社を置く企業等)	○誘致補助金 (一定の条件を満たす外国企業)

2 企業誘致を取り巻く環境

(3) 国内の各都市における企業立地施策

固定資産取得型			
都市名	助成上限	助成内容	税の優遇
横浜市	20億円	投資額10%	固都税1/2×5年
川崎市	10億円	投資額10%	—
京都市	上限なし	固都税相当額×5年	—
大阪市	3億円	投資額5%	—
福岡市	10億円	投資額10%	—
鹿児島県出水市	5000万円	用地取得額15%	法人市民税10年免除 (上限3億円/年)

テナント型			
都市名	助成上限	助成内容	
横浜市	3億円	法人市民税1/2相当額(上限1億×3年)	
大阪市	6000万円	賃借料2年(上限3000万円/年、賃借料1/3以内)	
福岡市	1億円	賃借料4年(上限2500万円/年、賃借料1/3以内)	

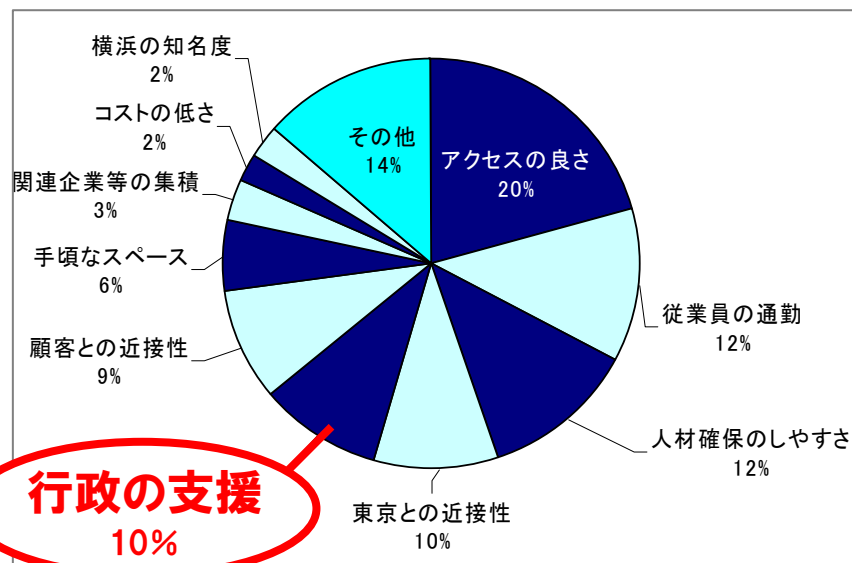
3 企業立地の方向性

(1) 現行制度に対する企業の声

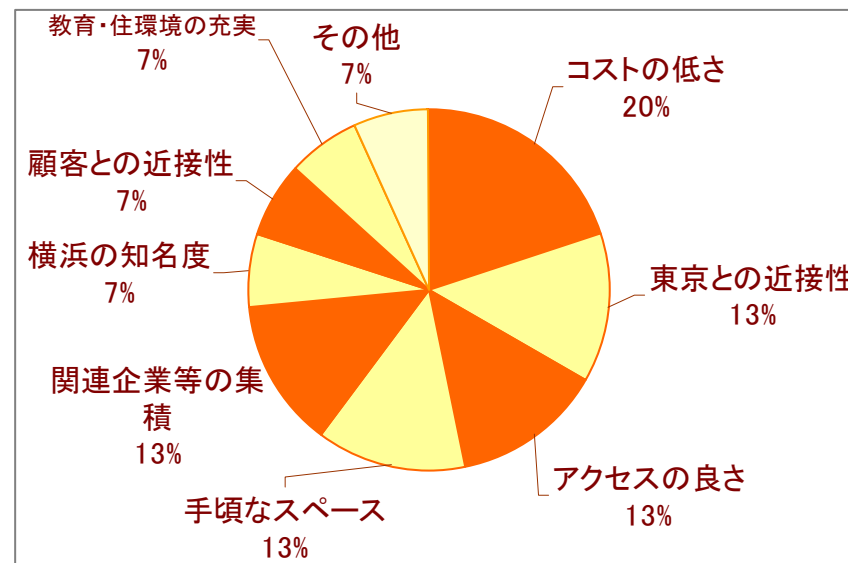
～ 条例認定事業者へのヒアリング結果から ～

● 横浜市への立地の理由

① 固定資産取得型 【n=49】



② テナント型 【n=5】



固定資産取得型の場合、行政のサポートが進出理由として挙げられている。一方、テナント型の場合、制度のわかりづらさから、インセンティブ効果が低い。

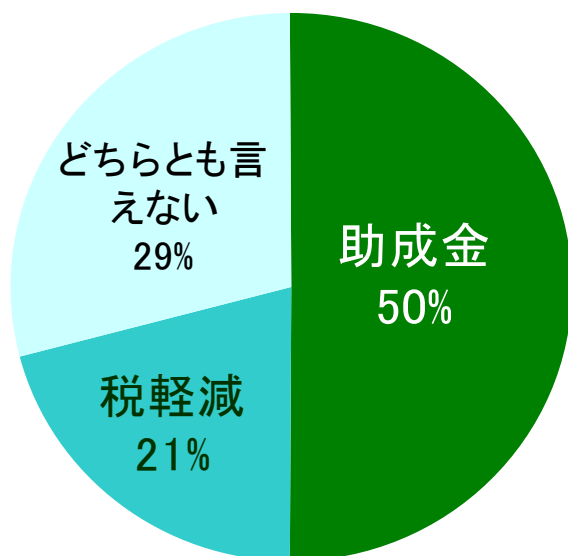
3 企業立地の方向性

(1) 現行制度に対する企業の声

～ 条例認定事業者へのヒアリング結果から ～

● 助成金と税軽減どちらが魅力的か

① 固定資産取得型



<どちらとも言えないと回答した理由>
両方ありがたい、どちらでも良い

主な意見

- ・初期投資が大きいため、助成金の方が負担軽減には有効
- ・最大20億円という助成金は支援額が明確で、インパクトが大きい。
- ・助成金は課税されるため、税軽減の方が良い
- ・税軽減は部門採算の管理面で有利

助成金は課税されるとはいえ、支援額が大きいことから、課税額を差し引いてもなお、助成金の方がインパクトが大きいと感じる企業が多く、半数が助成金の方が魅力的であると回答。

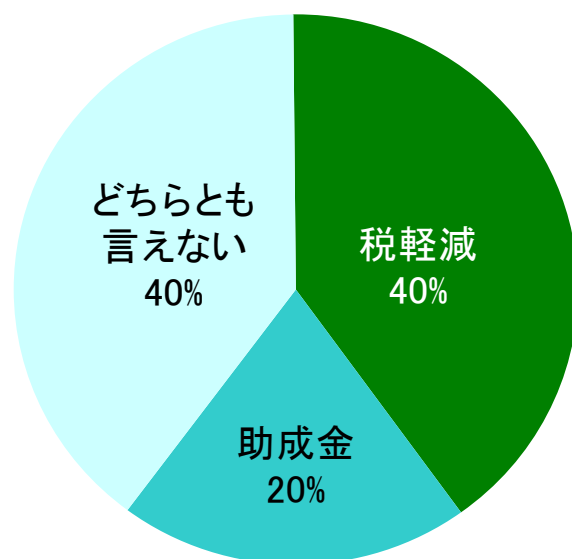
3 企業立地の方向性

(1) 現行制度に対する企業の声

～ 条例認定事業者へのヒアリング結果から ～

● 助成金と税軽減どちらが魅力的か

② テナント型



主な意見

- ・現行制度は受けられる支援額がわかりにくい
- ・助成金交付までの時間が長い

テナント型については、現行の助成金制度に比べて即効性のある税軽減の方が魅力的とする割合が高い。

<どちらとも言えないと回答した理由>

- ・移転費用への引き当てができる即効性の高い助成金であれば良い
- ・特に差はない

3 企業立地の方向性

(2) 現行制度に対する不動産業界の声

～ 開発業者、不動産仲介業者へのヒアリング結果から ～

- 横浜が選ばれる理由は、コスト面やアクセスの良さ。
しかし、東京の賃料が下落傾向にあるため、移転の候補地としての魅力が相対的に低下している状況。
- 法人市民税を算定根拠としたテナント助成は、助成金の交付までに時間を要することから、早期に資金を回収したい企業とのミスマッチが生じている。
- 制度がわかりにくく、移転の検討材料になっていない模様。



テナント型の支援は、インパクトも重要であるが、早期に支援を受けたいという企業のニーズをよりの確に捉えることが必要。

3 企業立地の方向性

(3) まとめ

① 固定資産取得型

- 助成金と税軽減の活用をセットで行う支援策は、企業の立地を誘導するインセンティブ効果が高い
- 23年度～、MM21地区で街区の大量公募が開始（28.5ha）



現行制度を継続

② テナント型

- 現行制度は、企業や不動産業界からの評判が低い
- 企業のニーズに合った制度設計が必要



誘致手法の再検討が必要

4 テナント誘致のための手法と分析

(1) 手法

種別	手法	他都市の事例
助成金	① 法人市民税相当額の助成	○千葉県君津市（法人市民税の納付相当額）
	② 賃借料相当額の助成	○大阪市（上限6000万円、2年間、年間賃料の1/3以内） ○福岡市（上限1億円、4年間、年間賃料の1/3以内）
税制上の優遇	③ 法人市民税の優遇	○鹿児島県出水市（法人税割を10年間課税免除、上限3億円／年） ○宮城県塩竈市（法人税割を5年間2.4%軽減）
	④ 事業所税の優遇	○神戸市（3年間1/2軽減） ○愛知県一宮市（5年間課税免除）

4 テナント誘致のための手法と分析

(2) まとめ

企業誘致施策で最も重視すべき機能

立地を後押しするインセンティブ効果



インセンティブ効果を生み出す源泉

企業の経営者や役員に響く

「スピード感」「わかりやすさ」「インパクト」



**税制上の優遇措置は、これらの要素を
兼ね備えた有効な手法の一つ。**